令和８年度　市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

目　次	ページ
市民税・県民税申告書の記入例	2 ～ 3
手順１　住所・氏名・個人番号・連絡先などを記入する	4
手順２　収入金額等、所得金額等を計算して記入する	4 ～ 6
手順３　所得から差し引かれる金額（所得控除など）を計算して記入する	7 ～ 11
（参考）市民税・県民税の税額を計算する	12 ～ 15
（参考）市民税・県民税と所得税の人的控除額の差額一覧	15

提出期限：令和８年３月１６日（月）

提出期限を過ぎている場合は、お早めにご提出ください。

● 市民税・県民税申告書の作成と提出のご案内 ●

方法１

電子申告

令和８年１月から、スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードを利用して、eLTAX（エルタックス）のサイトから所得や控除等を入力し、申告書を電子送信できるようになりました。ＩＣカード読み取り機能付きのスマートフォンやパソコンと、マイナンバーカード、マイナンバーカード発行時にご自身で設定した数字４桁と英数字６～１６桁のパスワード、マイナポータルアプリのインストール等が必要です。
詳しくは、右の二次元コードまたはホームページをご確認ください。

▶市HPの URL：https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/zei/shiminzei/1010649.html

▲市ホームページ

方法２

収入が無かった場合 → インターネット上の入力フォームから申告

前年中の収入が０円だった場合は、スマートフォンやパソコンからオンラインで申告できます。マイナンバーカードの暗証番号やマイナポータルアプリは必要ありません。右下の二次元コードまたはＵＲＬからインターネット上の入力フォームにオンラインで接続し、必要事項を入力して送信してください。
マイナンバーカード表面や運転免許証など本人確認書類の画像データの添付が必要です。

▶入力フォームの URL：https://logoform.jp/form/UjuQ/1349921

▲収入がなかった方の入力フォーム

方法３

郵送で申告

市ホームページからダウンロードした用紙、郵送で届いた用紙、市役所窓口等で配布した用紙のいずれかに所得や控除等を記入し、各種証明等の写し（一部原本）を同封し、下記まで郵送してください。

▶控除内容の分かる書類が同封されていないと、控除が受けられない可能性があります。

▶受付印を押印した申告書の控や必要書類などの返却を希望される人は、返却希望書類を指定のうえ、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

<お問合せ・郵送先>
〒３７６－８５０１　桐生市織姫町１番１号
桐生市役所　税務課　市民税担当
直通電話：0277-46-1045

↓　切り取って封筒の宛名にご利用ください

〒３７６－８５０１　桐生市織姫町１番１号
桐生市役所　税務課　市民税担当
（申告書在中）

令和８年度　市民税･県民税申告書の書き方（詳細版）

【記入例】市民税･県民税申告書　表面

表

令和８年度　市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書

行政区番号	
証明番号	
宛名番号	
業種又は職業	建設業
電話番号	080-●●●●-0000
個人番号	●●●●●●●●●●●●

提出年月日　年　月　日

現住所	織姫町１－１
１月１日現在の住所	
フリガナ	グンマ　キリュウ
氏名	群馬　桐生
生年月日	S63. 2. 29
世帯主の氏名	
続柄	

4ページ 1

３所得から差し引かれる金額に関する事項

	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
⑬ 社会保険料控除	国民健康保険	20,000 円		円
	介護保険	15,000		
	給与源泉徴収票	5,000		
	合計		40,000	

⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	15,000 円	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	円	円
	介護医療保険料の計	
	30,000 円	
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	円	円

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
- ⑰ □ 寡婦控除（□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未婚還）
- ⑱ ☑ ひとり親控除
- ⑲ □ 勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除

	フリガナ	氏名	個人番号	障害の程度
1	グンマ　キリュウ	群馬　桐生		身体１
2				

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

	フリガナ	氏名	個人番号	合計所得金額
配偶者				円

□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

㉓～㉖ 扶養控除・特定親族特別控除

	フリガナ	氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
1	グンマ　ニイサト	群馬　新里	●●●●●●●●●●●●	S2. 10. 10	同居	母	45 万円
2	グンマ　クロホネ	群馬　黒保根	●●●●●●●●●●●●	H17. 1. 20	同居	子	31
3							
4							

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

	フリガナ	氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄
1	グンマ　オリヒメ	群馬　織姫	●●●●●●●●●●●●	H27. 7. 3	同居	子
2	グンマ　ワタラセ	群馬　渡良瀬	●●●●●●●●●●●●	H23. 6. 5	別居	子の子
3						

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「１２」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補填される金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円

㉘ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
	150,000 円	10,000 円

7－11 ページ ⑬～㉘

１収入金額等

事業	営業等	ア	1,500,000 円
事業	農業	イ	
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	2,500,000
雑	公的年金等	キ	1,500,000
雑	業務	ク	200,000
雑	その他	ケ	100,000
総合譲渡・一時			

２所得金額

事業			500,000
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	1,570,000
雑	公的年金等	⑦	400,000
雑	業務	⑧	150,000
雑	その他	⑨	50,000
	合計（⑦+⑧+⑨）	⑩	600,000
総合譲渡・一時		⑪	
合計		⑫	2,670,000

4－6 ページ ２～10

４所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	40,000
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	34,500
地震保険料控除		
寡		300,000
勤		300,000
配		
扶		450,000
特定親族特別控除	㉔	310,000
基礎控除	㉕	430,000
⑬から㉕までの計	㉖	1,864,500
雑損控除	㉗	
医療費控除	㉘	40,000
合計（㉖+㉗+㉘）	㉙	1,904,500

7－11 ページ ⑬～㉘

セルフメディケーション税制を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「１」と記入してください。

5給与･公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税･県民税の納税方法

☑ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

6ページ 11

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

令和８年度　市民税･県民税申告書の書き方（詳細版）

【記入例】 市民税･県民税申告書　裏面

裏

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

６給与所得の内訳

①事業所種別	小売業
勤務先所在地	桐生市織姫町１－１
勤務先名	㈲ ●●●●●
事業所番号	
収入合計額	2,500,000 円
②事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
③事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
④事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円

4ページ 7

７事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

８配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費
		円	円
	国外株式等に係る外国所得税額		

4ページ 6

９雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	収入金額	必要経費
個人年金　●●生命	100,000 円	50,000 円
報酬　㈱▲▲	200,000	50,000

5ページ 8

１０総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時						ハ
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のニの金額を表面の㉑の所得金額欄へ記入してください。					合計 イ+{(ロ+ハ)×1/2}	ニ

6ページ 9－10

１１事業専従者に関する事項

1	フリガナ / 氏名		続柄	生年月日		専従者給与（控除）額
	個人番号			従事月数		
2	フリガナ / 氏名		続柄	生年月日		専従者給与（控除）額
	個人番号			従事月数		
3	フリガナ / 氏名		続柄	生年月日		専従者給与（控除）額
	個人番号			従事月数		
所得税における青色申告の承認の有無					合計額	

１３事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 / 損失額、被災損失額(白)
前年中の開廃業	

6ページ

１２別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ　グンマ　ワタラセ / 氏名　群馬　渡良瀬	個人番号		住所	東京都港区〇－〇
2	フリガナ / 氏名	個人番号		住所	
3	フリガナ / 氏名	個人番号		住所	

国外居住 / □配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支給

9－10ページ 21～24

１４寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（条例指定寄附金を除く）	30,000 円
住所地の共同募金会、日赤支部、市区町村分（特例控除対象）	
条例指定分	00
市区町村分	5,000

11ページ 30

その他の事項・備考欄

配当に関する住民税の特例			円
農業	分離共用 円	免税所得	円

代理提出　群馬 新里 母
（代理人の氏名）（続柄）

4ページ 1

１５所得金額調整控除に関する事項

フリガナ / 氏名		続柄 / 個人番号		特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所

5ページ 7

令和８年度　市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

手順１　住所・氏名・個人番号・連絡先などを記入する　＊必ず記入してください。

1　申告者の令和８年１月１日時点の住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号(マイナンバー)、職業又は業種を記入します。現住所と１月１日時点の住所が違う場合は両方記入します。

申告は原則、本人が行うものです。やむを得ない理由で、代理人(同一世帯の親族・税理士・成年後見人など)が提出する場合は、申告書裏面右下の「その他の事項・備考」欄に“ 代理提出 （代理人の氏名） （続柄） ”を記入します。

手順２　収入金額等、所得金額等を計算して記入する

2　前年（令和７年１月１日から令和７年１２月３１日まで）の１年間の収入の種類に応じて「1 収入金額等」のア～シ、「2 所得金額」の①～⑪に記入します。

＊　収入の有無に関わらず、国民健康保険税、介護保険料、保育料などの各種行政サービスなどを利用している人や、課税（非課税）証明書・所得証明書の交付が必要となる人は市民税・県民税の申告をしてください。

＊　**収入が無かった場合**は、「2 所得金額」の⑫に、“ ０円 ”と記入して提出してください。

収入の種類〔記入欄〕		内容
3 事業	営業等〔ア・①〕	製造業 ・販売業 ・建設業 ・サービス業などによる所得および医師、弁護士、税理士、建築士、画家、保険外交員などによる所得。収入金額を「ア」、所得金額を「①」に記入します。 ※別で収支内訳書（一般用）等を作成し提出してください。
	農　業〔イ・②〕	農産物の生産、果樹栽培、家畜飼育などによる所得。収入金額を「イ」、所得金額を「②」に記入します。 ※別で収支内訳書（農業所得用）等を作成し提出してください。
4	不動産〔ウ・③〕	地代、家賃、駐車場、土地や家屋の権利金などによる所得。収入金額を「ウ」、所得金額を「③」に記入します。※別で収支内訳書（不動産所得用）等を作成し提出してください。
5	利子〔エ・④〕	公社債および預貯金の利子などの所得（源泉分離課税分は除く）。収入金額を「エ」、所得金額を「④」に記入します。
6	配当〔オ・⑤〕	上場株式等以外の配当等の所得。収入金額を「オ」、所得金額を「⑤」に記入し、裏面「8 配当所得に関する事項」に、配当所得の種類、支払確定年月、収入金額、必要経費等を記入します。なお、特定配当等所得を申告したい場合は、所得税の確定申告で申告する必要があります。
7 給与〔カ・⑥〕		給料・賃金・賞与などによる所得。給与収入金額の合計(複数箇所からの収入の場合は合計します)を「カ」に、下表で計算した給与所得金額を「⑥」に記入します。ただし、次項の所得金額調整控除の適用がある場合は、給与所得金額から所得金額調整控除額を差し引いた金額を⑥に記入します。専従者給与（生計を一にする親族から支払われる給与）に該当する場合や、給与はあるが源泉徴収票がない場合は裏面の「6 給与所得の内訳」に収入金額、事業所名など勤務先の情報を記入します。

給与の収入金額 (B)			給与所得金額
	～	650,999 円	0 円
651,000	～	1,899,999 円	(B) － 650,000 円
1,900,000	～	3,599,999 円	((B) ÷ 4) × 2.8 － 80,000 円 ※1 千円未満切捨
3,600,000	～	6,599,999 円	((B) ÷ 4) × 3.2 － 440,000 円 ※1 千円未満切捨
6,600,000	～	8,499,999 円	(B) × 0.9 － 1,100,000 円
8,500,000	～	円	(B) － 1,950,000 円

令和８年度　市民税･県民税申告書の書き方（詳細版）

<table>
<tr><th colspan="2">収入の種類〔記入欄〕</th><th>内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">7
給与〔カ･⑥〕</td><td>【　所得金額調整控除１　】
適用条件：給与収入が 850 万円を超え、次の１から３までのいずれかに該当する場合
１.自分が特別障害者に該当する　２.年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
３.特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
▶計算式：(給与収入金額(1,000 万円超の場合は 1,000 万円)－850 万円)×10%
▶記入方法：申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に、対象の扶養親族等の氏名･生年月日･続柄･別居の場合の住所等を記入します。
【　所得金額調整控除２　】
適用条件：給与所得と公的年金等に係る雑所得があり、その給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が 10 万円を超える場合
▶計算式：(給与所得(10 万円超の場合は 10 万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10 万円超の場合は 10 万円))－10 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">8
雑</td><td>公的年金等
〔キ･⑦〕</td><td>厚生年金、国民年金、共済年金、恩給などによる所得。公的年金等の収入金額(複数個所からの収入の場合は合計します)から下表により公的年金等に係る雑所得を計算します。公的年金等の収入金額の合計を申告書の「キ」に、所得金額を「⑦」に記入します。

65 歳未満の場合（昭和 36 年 1 月 2 日以後に生まれた方）
<table>
<tr><th rowspan="2">公的年金等の収入金額
(C)</th><th colspan="3">公的年金等以外の所得の合計が</th></tr>
<tr><th>1,000 万円以下</th><th>1,000 万円超 2,000 万円以下</th><th>2,000 万円超</th></tr>
<tr><td>~1,299,999</td><td>(C)－600,000</td><td>(C)－500,000</td><td>(C)－400,000</td></tr>
<tr><td>1,300,000~4,099,999</td><td>(C)×0.75－275,000</td><td>(C)×0.75－175,000</td><td>(C)×0.75－75,000</td></tr>
<tr><td>4,100,000~7,699,999</td><td>(C)×0.85－685,000</td><td>(C)×0.85－585,000</td><td>(C)×0.85－485,000</td></tr>
<tr><td>7,700,000~9,999,999</td><td>(C)×0.95－1,455,000</td><td>(C)×0.95－1,355,000</td><td>(C)×0.95－1,255,000</td></tr>
<tr><td>10,000,000~</td><td>(C)－1,955,000</td><td>(C)－1,855,000</td><td>(C)－1,755,000</td></tr>
</table>
65 歳以上の場合（昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた方）
<table>
<tr><th rowspan="2">公的年金等の収入金額
(C)</th><th colspan="3">公的年金等以外の所得の合計が</th></tr>
<tr><th>1,000 万円以下</th><th>1,000 万円超 2,000 万円以下</th><th>2,000 万円超</th></tr>
<tr><td>~3,299,999</td><td>(C)－1,100,000</td><td>(C)－1,000,000</td><td>(C)－900,000</td></tr>
<tr><td>3,300,000~4,099,999</td><td>(C)×0.75－275,000</td><td>(C)×0.75－175,000</td><td>(C)×0.75－75,000</td></tr>
<tr><td>4,100,000~7,699,999</td><td>(C)×0.85－685,000</td><td>(C)×0.85－585,000</td><td>(C)×0.85－485,000</td></tr>
<tr><td>7,700,000~9,999,999</td><td>(C)×0.95－1,455,000</td><td>(C)×0.95－1,355,000</td><td>(C)×0.95－1,255,000</td></tr>
<tr><td>10,000,000~</td><td>(C)－1,955,000</td><td>(C)－1,855,000</td><td>(C)－1,755,000</td></tr>
</table>
※1 円未満の端数がある時はその端数を切り捨てます。
※マイナスになるときは 0 円とします。</td></tr>
<tr><td>業務
〔ク･⑧〕</td><td>副業などのうち営利を目的とした継続的な業務による所得(シルバー人材センター配分金、講演料など)。裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に種目、支払者の名称、収入金額、必要経費などを記入します。また、収入金額を「ク」に、経費を引いた後の所得金額を「⑧」に記入します。</td></tr>
<tr><td>その他
〔ケ･⑨〕</td><td>⑦、⑧以外による所得（生命保険の個人年金などの所得）。裏面の「９　雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に種目、支払者の名称、収入金額、必要経費などを記入します。また、収入金額を「ケ」に、経費を引いた後の所得金額を「⑨」に記入します。</td></tr>
</table>

令和８年度　市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

収入の種類〔記載欄〕	内容
9 総合譲渡 〔コ/サ・⑪〕	自動車、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得(商品、原材料などの棚卸資産は除きます)。所有していた期間によって、短期譲渡所得と長期譲渡所得に分けられます。 ＊短期　…　譲渡した資産の所有期間が 5 年以下のもの。 ＊長期　…　譲渡した資産の所有期間が 5 年を超えるもの。 裏面の「10　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費などを記入します。特別控除額は、総合譲渡所得（短期・長期）で最高 50 万円（差引金額欄が 50 万円に満たない場合は、その金額が特別控除額）です。次いで、所得金額(イ、ロ)を表面の「コ」、「サ」に、合計(ニ)を表面の「⑪」にそれぞれ転記します(一時所得がある場合、一時所得を合わせた所得金額を記入します)。
10 一時 〔シ・⑪〕	懸賞金の賞金、競馬払戻金、生命保険契約の一時金、遺失物の拾得による報労金などによる所得。裏面の「10　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費などを記入します。特別控除額は、最高 50 万円（差引金額欄が 50 万円に満たない場合は、その金額が特別控除額）です。次いで、所得金額(ハ)を表面の「シ」に、合計(ニ)を表面の「⑪」にそれぞれ転記します（総合譲渡短期所得・長期所得がある場合、これらを合わせた所得金額を記入します）。

納税方法の選択　▶ 表面「5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」

控除の種目	概要
11 納税方法の選択	市・県民税を給与から差し引く方法で納付されている人で、給与・公的年金等以外の所得分の市・県民税を、給与所得分と合算して給与から差引きするか、給与所得分とは別に自分で納付するかを選択できます。「給与から差引き（特別徴収）」と「自分で納付（普通徴収）」のいずれかを選択し、□にチェックを記入します。

【 その他 】

● 事業税に関する事項

事業税に関する事項	
裏面 「13 事業税に関する事項」	事業を営んでいる人で該当する項目がある場合に、必要事項を記入してください。

● 分離課税所得の申告をする場合

「市民税・県民税申告書（分離課税用）」を併せて提出してください。用紙は、税務課及び桐生市ホームページにあります。
所得税の確定申告書の記載方法にならって記入してください。

分離課税		
収入の種類・記載欄		内容
譲渡	短期 〔ス/セ・㉙/㉚〕	土地、建物等の譲渡による所得（所有期間が 5 年以下のもの）
	長期 〔ソ/タ/チ・㉛/㉜/㉝〕	土地、建物等の譲渡による所得（所有期間が 5 年を超えるもの）
株式等の譲渡所得 〔ツ/テ・㉞/㉟〕		株式等の譲渡による所得
先物取引 〔ト・㊱〕		先物取引で、一定のものを決済した場合の所得
山林 〔6 山林所得・退職所得に関する事項〕		山林を伐採して譲渡、あるいは立木のまま譲渡したことによる所得
退職 〔6 山林所得・退職所得に関する事項〕		退職手当、一時恩給、その他退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得（退職時に現年分離課税されたものは除きます）

※特定配当等所得・特定株式等譲渡所得(源泉徴収・特別徴収された所得)を申告したい場合は、所得税の確定申告が必要です。

令和８年度　市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

手順３　所得から差し引かれる金額（所得控除など）を計算して記入する

下表の各種所得控除の要件に当てはまる場合は、お手元の控除証明書等を元に計算し記入します。

▼下表では、申告書の左上「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」を〔3〕、右下「4 所得から差し引かれる金額」を〔4〕と表記しています。

控除の種目	概要と控除額	
⑬ 社会保険料控除	概要	前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が負担すべき社会保険料(国民健康保険税・介護保険料・国民年金・雇用保険・厚生年金・農業者年金など)をあなたが支払った場合 ※給与・公的年金等の源泉徴収票に記載された社会保険料は、本人のみ控除にできます。
	記入方法	〔3〕の⑬に種類ごとに支払金額を、〔4〕の⑬に控除額（支払金額全額）を記入します。
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	概要	前年中に支払った小規模企業共済、個人型確定拠出年金、心身障害者扶養共済の掛金
	記入方法	〔4〕の⑭に控除額（支払金額全額）を記入します。
⑮ 生命保険料控除	概要	前年中にあなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険料・介護医療保険料、あなたや配偶者を受取人とする個人年金保険料を支払った場合
	記入方法	〔3〕の⑮に契約の種類ごとの支払保険料の計を記入、〔4〕の⑮に下の表で計算した控除額を記入します。

「一般生命保険料（新・旧）」、「個人年金保険料（新・旧）」、「介護医療保険料」のそれぞれの保険料支払い金額の計を元に下表に従って控除額を算出します。（限度額 70,000 円）

種類	新契約	旧契約	新・旧の合計
一般生命保険料	支払保険料から 下表　計算式 1 で計算した結果 （　　）・・・①	支払保険料から 下表　計算式 2 で計算した結果 （　　）・・・②	①＋②(最高 28,000 円)と ②のいずれか大きい金額 （　　）・・・⑥
個人年金保険料	支払保険料から 下表　計算式 1 で計算した結果 （　　）・・・③	支払保険料から 下表　計算式 2 で計算した結果 （　　）・・・④	③＋④(最高 28,000 円)と ④のいずれか大きい金額 （　　）・・・⑦
介護医療保険料	支払保険料から 下表　計算式 1 で計算した結果 （　　）・・・⑤		**生命保険料控除額：（　　）** **⑤＋⑥＋⑦　(最高 70,000 円)**

⑥・⑦：一般生命保険料または個人年金保険料について、新契約と旧契約の両方がある場合は、「新契約と旧契約それぞれ下表の計算式により計算した控除額の合計（限度額 28,000 円）」または「旧契約のみで計算した控除額の合計（限度額 35,000 円）」のいずれか高い金額となります。

計算式	保険料区分	支払った保険料　D（円）	生命保険料控除額（円）
計算式１ **新契約**	新契約生命保険 介護医療保険 新契約個人年金	0　～　12,000	支払った保険料(D)の全額
		12,001　～　32,000	支払った保険料(D)×0.5＋6,000
		32,001　～　56,000	支払った保険料(D)×0.25＋14,000
		56,001　～	28,000
計算式２ **旧契約**	旧契約生命保険 旧契約個人年金	0　～　15,000	支払った保険料(D)の全額
		15,001　～　40,000	支払った保険料(D)×0.5＋7,500
		40,001　～　70,000	支払った保険料(D)×0.25＋17,500
		70,001　～	35,000

１円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。

令和８年度　市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

<table>
<tr><th>控除の種目</th><th colspan="2">概要と控除額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑯
地震保険料
控除</td><td>概要</td><td>前年中に支払ったあなたやあなたと生計を一にする親族の地震保険料・旧長期損害保険料</td></tr>
<tr><td>記入方法</td><td>〔3〕の⑯に地震保険料の計、旧長期損害保険料の計を記入します。〔4〕の⑯に下表で計算した控除額を記入します。
<table>
<tr><th>契約別区分</th><th>支払った保険料　E（円）</th><th>地震保険料控除額（円）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1.地震保険料の場合</td><td>～　50,000</td><td>支払った保険料(Ｅ)×0.5</td></tr>
<tr><td>50,001　～</td><td>25,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2.旧長期損害保険料の場合</td><td>～　5,000</td><td>支払った保険料(Ｅ)の金額</td></tr>
<tr><td>5,001　～　15,000</td><td>支払った保険料(Ｅ)×0.5＋2,500</td></tr>
<tr><td>15,001　～</td><td>10,000</td></tr>
<tr><td>上記１と２の両方</td><td colspan="2">１で計算した金額＋２で計算した金額(25,000 円が限度額)</td></tr>
</table>
１円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑰
寡婦控除</td><td>概要</td><td>次の種目の「ひとり親控除」に該当せず、本人の合計所得金額が 500 万円以下、住民票の続柄に「夫(未届)」や「妻(未届)」など事実上婚姻関係と同様の事情にあたる記載がなく、下記（1）または（2）に該当する人
（1）夫と死別（生死不明含む）した後、婚姻していない人
（2）夫と離婚した後、 婚姻しておらず、 扶養親族（子を除く）がいる人</td></tr>
<tr><td>記入方法</td><td>〔3〕の⑰"□寡婦控除"と該当する事由にチェックし、〔4〕の⑰に控除額 260,000 円を記入します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑱
ひとり親控除</td><td>概要</td><td>婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現に婚姻していない人または配偶者と死別、配偶者の生死の明らかでない人のうち、下記（1）～（3）の要件をすべて満たす人。
（1）生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされている者を除き、前年中の総所得金額等が 58 万円以下の者に限る）がいる。
（2）本人の合計所得金額が 500 万円以下
（3）住民票の続柄に「夫(未届)」や「妻(未届)」など事実上婚姻関係と同様の事情にあたる記載がない人</td></tr>
<tr><td>記入方法</td><td>〔3〕の⑱"□ひとり親控除"にチェックし、〔4〕の⑱に控除額 300,000 円を記入します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑲
勤労学生
控除</td><td>概要</td><td>大学や高校などの学生や生徒で、前年中の合計所得金額が 85 万円以下、かつ自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の人</td></tr>
<tr><td>記入方法</td><td>〔3〕の⑲"□勤労学生控除"にチェックし、〔4〕の⑲に控除額 260,000 円を記入します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑳
障害者控除</td><td>概要</td><td>令和 7 年 12 月 31 日(年の中途で死亡した人は死亡の日)現在、 あなたや同一生計配偶者、扶養親族で精神や身体に障害のある人のうち、障害者手帳などの発行を受けている人
<table>
<tr><th>控除の種類</th><th>等級や要介護の程度など</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>障害者</td><td>身体障害者手帳 3～６級、精神障害者保健福祉手帳２、3 級、療育手帳障害の程度 A 以外、65 歳以上で要介護 1～3　など</td><td>26 万円</td></tr>
<tr><td>特別障害者</td><td>身体障害者手帳 1、２級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳障害の程度 A、65 歳以上で要介護 4、5　など</td><td>30 万円</td></tr>
<tr><td>同居
特別障害者</td><td>同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、あなたや配偶者又は生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常としている人。</td><td>(30 万円に代えて)
53 万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>記入方法</td><td>〔3〕の⑳に対象者の氏名、障害の程度を記入し、〔4〕の⑳に障害者 260,000 円、特別障害者 300,000 円、同居特別障害者 530,000 円を記入します。(対象者が複数いる場合は合計額)</td></tr>
</table>

令和８年度　市民税･県民税申告書の書き方（詳細版）

<table>
<tr><th>控除の種目</th><th colspan="2">概要と控除額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">㉑
配偶者控除
(同一生計配偶者)

㉒
配偶者特別
控除</td><td>概要</td><td>配偶者控除：令和 7 年 12 月 31 日現在（令和 7 年の中途で死亡した人は、死亡の日現在）あなたと生計を一にする配偶者で 、前年の合計所得金額が 58 万円以下の人
配偶者特別控除：あなたの前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、令和 7 年 12 月 31 日（令和 7 年の中途で死亡した人は、死亡の日現在）あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が 58 万円を超え 133 万円以下の人
※ともに、内縁関係の人、事業専従者として給与を受ける人、他の人の扶養親族である人を除きます。</td></tr>
<tr><td>記入方法</td><td>〔3〕の㉑、㉒に対象者の氏名、生年月日、個人番号、前年中の合計所得金額を記入します。〔4〕の㉑、㉒に下表に応じた控除額を記入します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">あなたの合計所得金額に基づく控除額</th></tr>
<tr><th>900 万円以下</th><th>900 万円超
950 万円以下</th><th>950 万円超
1,000 万円以下</th></tr>
<tr><td colspan="2">58 万円以下</td><td>33 万円</td><td>22 万円</td><td>11 万円</td></tr>
<tr><td></td><td>昭和 31.1.1 以前生まれ</td><td>38 万円</td><td>26 万円</td><td>13 万円</td></tr>
<tr><td>58 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>33 万円</td><td>22 万円</td><td>11 万円</td></tr>
<tr><td>100 万円超</td><td>105 万円以下</td><td>31 万円</td><td>21 万円</td><td>11 万円</td></tr>
<tr><td>105 万円超</td><td>110 万円以下</td><td>26 万円</td><td>18 万円</td><td>9 万円</td></tr>
<tr><td>110 万円超</td><td>115 万円以下</td><td>21 万円</td><td>14 万円</td><td>7 万円</td></tr>
<tr><td>115 万円超</td><td>120 万円以下</td><td>16 万円</td><td>11 万円</td><td>6 万円</td></tr>
<tr><td>120 万円超</td><td>125 万円以下</td><td>11 万円</td><td>8 万円</td><td>4 万円</td></tr>
<tr><td>125 万円超</td><td>130 万円以下</td><td>6 万円</td><td>4 万円</td><td>2 万円</td></tr>
<tr><td>130 万円超</td><td>133 万円以下</td><td>3 万円</td><td>2 万円</td><td>1 万円</td></tr>
<tr><td>133 万円超</td><td></td><td colspan="3">0 円</td></tr>
</table>
※あなたの前年中の合計所得金額が 1,000 万円を超えている場合で、配偶者が(特別)障害者に該当する場合、同一生計配偶者として申告し、障害者控除を受けることができます。
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">㉓
扶養控除</td><td>概要</td><td>令和 7 年 12 月 31 日現在(令和 7 年の中途で死亡した人は、死亡の日現在)、生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額 58 万円以下、年齢が 16 歳以上の人
※事業専従者として給与を受ける人、他の人の扶養親族である人を除きます。</td></tr>
<tr><td>記入方法</td><td>〔3〕の㉓に対象者の氏名、生年月日、個人番号、同居･別居、続柄、控除額を記入します。別居の場合、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、住所を記入し、国外居住の場合は該当区分に✓します。〔4〕の㉓に下表に応じた控除額の合計を記入します。
<table>
<tr><th>控除の種類</th><th>扶養親族の生年月日</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>16 歳未満（年少扶養親族）</td><td>平成 22.1.2 生 ～</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>17～18 歳（一般扶養親族）</td><td>平成 19.1.2 ～ 平成 22.1.1 生</td><td>33 万円</td></tr>
<tr><td>19～22 歳（特定扶養親族）</td><td>平成 15.1.2 ～ 平成 19.1.1 生</td><td>45 万円</td></tr>
<tr><td>23～69 歳（一般扶養親族）</td><td>昭和 31.1.2 ～ 平成 15.1.1 生</td><td>33 万円</td></tr>
<tr><td>70 歳以上（老人扶養親族）</td><td>～ 昭和 31.1.1 生</td><td>38 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">老人扶養の内、同居老親（あなた又はあなたの配偶者と同居を常としている、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属）の場合</td><td>45 万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

令和８年度　市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

<table>
<tr><th>控除の種目</th><th colspan="2">概要と控除額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">16 歳未満の扶養親族</td><td>概要</td><td>16 歳未満の扶養親族は控除の対象になりませんが、市・県民税の非課税を判定する際の扶養親族数には算入されます。令和 7 年 12 月 31 日現在(令和 7 年の中途で死亡した人は、死亡の日現在)、生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額 58 万円以下、年齢が 16 歳未満の人が該当します。 ※事業専従者として給与を受ける人、他の人の扶養親族である人を除きます。</td></tr>
<tr><td>記入方法</td><td>〔3〕の「16 歳未満の扶養親族」に氏名、生年月日、個人番号、同居・別居、続柄を記入します。別居の場合、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、住所を記入し、国外居住の場合は該当区分に✓します。</td></tr>
<tr><td>扶養親族等が国外居住親族の場合</td><td colspan="2">国外居住親族に係る扶養控除、配偶者（特別）控除、特定親族特別控除または障害者控除の適用を受ける場合は、下表の区分に応じて次の①～④の提出が必要です。
① 親族関係書類、② 送金関係書類、③ 38 万円送金書類、④ 留学ビザ等書類
※いずれの書類も外国語で作成されている場合は、その翻訳文も必要です。
※各種提出書類の詳細は、国税庁のホームページ等をご確認ください。
<table>
<tr><th colspan="2">国外居住親族の区分</th><th>提出書類</th></tr>
<tr><td colspan="2">16 歳未満</td><td>①、②</td></tr>
<tr><td colspan="2">16 歳以上 30 歳未満または 70 歳以上</td><td>①、②</td></tr>
<tr><td rowspan="4">30 歳以上または 70 歳未満</td><td>(1)留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方</td><td>①、②、④</td></tr>
<tr><td>(2)障害者</td><td>①、②、障害者手帳等</td></tr>
<tr><td>(3)扶養者から令和 7 年中において生活費または教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている方</td><td>①、③</td></tr>
<tr><td>(1)～(3)以外の方</td><td>適用外</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">㉔
特定親族特別控除</td><td>概要</td><td>令和 7 年 12 月 31 日現在(令和 7 年の中途で死亡した人は、死亡の日現在)、生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満（平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日以前生まれ）の親族で、前年中の合計所得金額 58 万円を超え 123 万円以下の人 ※事業専従者として給与を受ける人、他の人の特定親族や配偶者特別控除の対象となっている人を除きます。</td></tr>
<tr><td>記入方法</td><td>〔3〕の㉔に対象者の氏名、生年月日、個人番号、同居・別居、続柄、控除額を記入します。別居の場合、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、住所を記入し、国外居住の場合は該当区分に✓します。〔4〕の㉔に下表に応じた控除額の合計を記入します。
<table>
<tr><th colspan="2">特定親族の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>58 万円超</td><td>95 万円以下</td><td>45 万円</td></tr>
<tr><td>95 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>41 万円</td></tr>
<tr><td>100 万円超</td><td>105 万円以下</td><td>31 万円</td></tr>
<tr><td>105 万円超</td><td>110 万円以下</td><td>21 万円</td></tr>
<tr><td>110 万円超</td><td>115 万円以下</td><td>11 万円</td></tr>
<tr><td>115 万円超</td><td>120 万円以下</td><td>6 万円</td></tr>
<tr><td>120 万円超</td><td>123 万円以下</td><td>3 万円</td></tr>
</table>
※合計所得金額が 58 万円以下の場合は扶養控除(特定扶養の控除額 45 万円)になります。</td></tr>
</table>

令和８年度　市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

<table>
<tr><th>控除の種目</th><th colspan="3">概要と控除額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">㉕
基礎控除</td><td>概要</td><td colspan="2">前年中の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に適用されます。</td></tr>
<tr><td>記入方法</td><td colspan="2">〔4〕の㉕に下表に応じた控除額を記入します。
<table>
<tr><th colspan="2">あなたの合計所得金額</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td colspan="2">2,400 万円以下</td><td>43 万円</td></tr>
<tr><td>2,400 万円超</td><td>2,450 万円以下</td><td>29 万円</td></tr>
<tr><td>2,450 万円超</td><td>2,500 万円以下</td><td>15 万円</td></tr>
<tr><td>2,500 万円超</td><td></td><td>0 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">㉗
雑損控除</td><td>概要</td><td colspan="2">前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族(前年中の総所得金額等の合計額が 58 万円以下のもの)が所有する生活用資産が、災害、盗難、横領によって損害を受けた場合</td></tr>
<tr><td>記入方法</td><td colspan="2">〔3〕の㉗に損害の原因、損害年月日、損害金額など各種情報を記入します。
〔4〕の㉗に、①「(損失額－補てん金)－総所得金額等の合計額の 10%)」又は②「(災害関連支出の金額)－ 5 万円」のいずれか大きい金額を記入します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">㉘
医療費控除
(右欄(1)又は(2)のいずれか一方の適用です)</td><td rowspan="2">（１）
医療費控除</td><td>概要</td><td>前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合
※別で「医療費控除の明細書」を作成して提出してください。
※医療保険者から受けた医療費通知の原本を添付する場合は、医療費控除の明細書の記入の簡素化ができます。</td></tr>
<tr><td>控除額</td><td>〔3〕の㉘に医療費の支払金額と、高額療養費や保険金等で補填される金額を記入します。〔4〕の㉘に「支払額－補填金－(10 万円、または総所得金額等が 200 万円未満の場合は 5%のいずれか少ない方の金額)〔最高 200 万円〕」を記入します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（２）
セルフメディケーション税制</td><td>概要</td><td>前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために特定一般用医薬品購入費を支払った場合
※別で「セルフメディケーション税制の明細書」を作成して提出してください。</td></tr>
<tr><td>控除額</td><td>〔3〕の㉘に特定一般用医薬品購入費の支払金額と、保険金等で補填される金額を記入します。〔4〕の㉘に「支払額－補填金－１万２千円 〔最大８万８千円〕」を記入します。また、セルフメディケーション税制を選択する場合は、〔4〕の㉘“区分”に“ 1 ”を入力します。</td></tr>
</table>

寄附金控除　▶ 裏面「14　寄附金に関する事項」

<table>
<tr><th>控除の種目</th><th>概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">㉚
寄附金控除</td><td>前年中に次に対する寄附をされた人で、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の 30%を超える場合には 30%に相当する金額）が 2 千円を超える場合に記入します。</td></tr>
<tr><td>①特例控除対象の指定を受けた都道府県、市町村または特別区（ふるさと納税）
※特例控除対象の指定外（ふるさと納税指定外）の団体：東京都、長野県須坂市、岡山県吉備中央町、岡山県総社市、佐賀県みやき町、長崎県雲仙市、熊本県山都町（令和８年９月 30 日まで）
②群馬県共同募金会、 日本赤十字社群馬県支部に対する寄附金・特例控除対象指定外の都道府県、市町村または特別区
③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、群馬県又は桐生市が条例により指定した団体
④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、群馬県又は桐生市が条例により指定した団体</td></tr>
</table>

令和８年度　市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

☆市・県民税額の算出方法☆

市・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額等に応じて次の図式のとおり計算します。

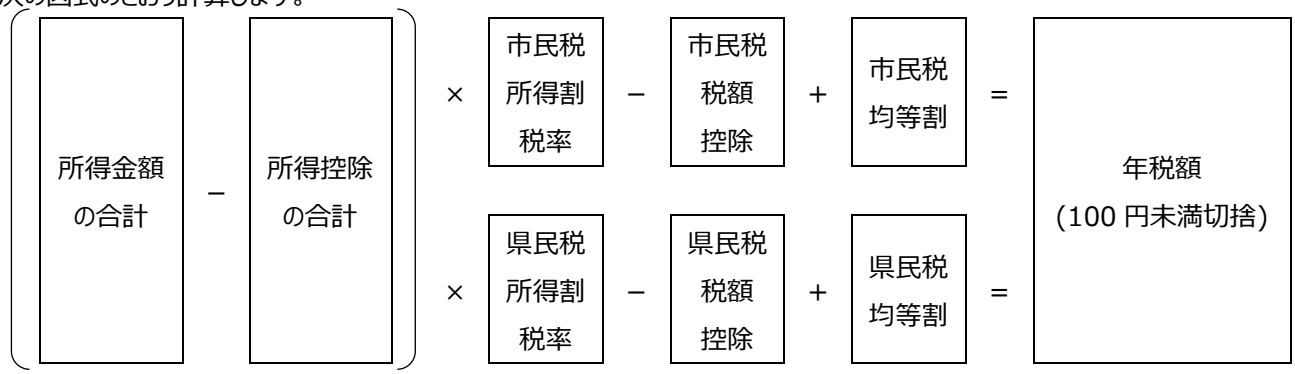

またこれに併せて、令和６年度から、市・県民税均等割と併せて国税として「森林環境税」が１人年間 1,000 円が課税されています。1 月 1 日時点で市内に居住し、市・県民税均等割が課税される人に課税されます。

市・県民税が課税されない人（森林環境税も課税されません）

（1）均等割・所得割・森林環境税のいずれも課税されない人

A　生活保護法による生活扶助を受けている人

B　未成年者、寡婦、ひとり親、障害者のいずれかに該当し、前年の合計所得金額が 135 万円以下の人

C　前年の合計所得金額が、次の金額以下の人

① 同一生計配偶者または扶養親族がいない場合

415,000 円

② 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合※

315,000 円×（同一生計配偶者及び扶養親族の数＋１）＋100,000 円＋189,000 円

所得割が課税されない人（均等割・森林環境税は課税されます）

A　所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人

B　前年の総所得金額等が、次の金額以下の人

① 同一生計配偶者または扶養親族がいない場合

450,000 円

② 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合※

350,000 円×（同一生計配偶者及び扶養親族の数＋１）＋100,000 円＋320,000 円

＊合計所得金額：配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等に係る所得を含みます）などの「総合所得」の計（純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）と、土地・建物等の譲渡所得や株式等の譲渡所得などの「分離所得」の計（土地や建物等の譲渡所得など分離課税の所得は特別控除適用前）を合計した金額です。

＊総所得金額等：合計所得金額に、純損失または雑損失などの繰越控除を適用した後の金額です。

＊「同一生計配偶者または扶養親族がいる」とは、所得税の確定申告書、市・県民税申告書、扶養親族申告書、年末調整などで扶養として申告していて要件を満たしている親族がいることを意味します（配偶者特別控除や特定親族特別控除は扶養には含まれません）。

令和８年度　市民税･県民税申告書の書き方（詳細版）

【　市民税･県民税、均等割･所得割税率、森林環境税　】

（1）均等割

市民税	県民税	合計
3,000 円	1,700 円（群馬みどりの県民税（平成 26 年～令和 10 年）「森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」に基づく県民税 700 円を含む）	4,700 円

（２）所得割の税率

課税所得の種類		市民税の税率	県民税の税率
総合課税		６％	４％
分離課税	土地、建物等の短期譲渡所得	5.4%（国等に対する譲渡 3%）	3.6%（国等に対する譲渡 2%）
	土地、建物等の長期譲渡所得	3%	2%
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	2,000 万円以下の部分 2.4% (特別控除等を適用した場合 3%) 2,000 万円超の部分　3%	2,000 万円以下の部分 1.6% (特別控除等を適用した場合 3%) 2,000 万円超の部分　2%
	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	6,000 万円以下の部分 2.4% 6,000 万円超の部分　3%	6,000 万円以下の部分 1.6% 6,000 万円超の部分　2%
	一般株式等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得、先物取引等に係る雑所得等	3%	2%

（３）森林環境税：1,000 円

【　税額控除　】

<table>
<tr><th>控除の種目</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>調整控除
(合計所得金額が 2,500 万円以下のみ適用)</td><td>所得税と市民税･県民税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除です。
A　合計課税所得金額が 200 万円以下の者
「所得税との人的控除額の差※1 の合計」、「課税所得金額」のいずれか小さい額の５％(市３％、県２％)
B　合計課税所得金額が 200 万円超の者
{所得税との人的控除額の差※1 の合計－（合計課税所得金額－200 万円）}の５％（市民税３％、県民税２％）に相当する額。ただし、この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円
（注）「合計課税所得金額」：課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計
※1　人的控除額の差は 15 ページの参考資料を参照してください。</td></tr>
<tr><td>配当控除</td><td>申告した配当所得金額（申告分離課税を除く）× 配当控除率 ＝ 配当控除額（1 円未満切り上げ）
<table>
<tr><th colspan="3">課税される所得金額</th><th colspan="2">1,000 万円以下の部分</th><th colspan="2">1,000 万円超の部分</th></tr>
<tr><th colspan="3"></th><th>市民税</th><th>県民税</th><th>市民税</th><th>県民税</th></tr>
<tr><td rowspan="3">配当の種類</td><td colspan="2">利益の配当等</td><td>1.6%</td><td>1.2%</td><td>0.8%</td><td>0.6%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">証券投資信託等</td><td>外貨建等以外の証券投資信託</td><td>0.8%</td><td>0.6%</td><td>0.4%</td><td>0.3%</td></tr>
<tr><td>外貨建等証券投資信託</td><td>0.4%</td><td>0.3%</td><td>0.2%</td><td>0.15%</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

令和８年度　市民税･県民税申告書の書き方（詳細版）

<table>
<tr><th>控除の種目</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>住宅借入金
等特別税額
控除</td><td>
前年分の所得税において平成 21 年から令和 8 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額（97,500 円を限度）を超える場合には、当該金額）※1 に下表の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年まで（地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）
<table>
<tr><td>市 民 税</td><td>3／5</td><td>県 民 税</td><td>2／5</td></tr>
</table>
※1　上記は令和 7 年 12 月 10 日の情報で作成しています。令和 7 年度の所得税の基礎控除の引上げに伴い、令和 8 年度税制改正において、控除上限額の算定方法に係る改正が行われる可能性があります。その場合は、上記と異なる計算式になりますので、ご注意ください。
</td></tr>
<tr><td>寄附金
税額控除</td><td>
前年中に寄附金控除対象の寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が、総所得金額等の合計額の 30%を超える場合には、当該 30%に相当する金額）が 2 千円を超える場合には、その超える金額の県民税は 4%、市民税は 6%に相当する金額。
ただし、特例控除の対象の指定を受けた都道府県、市町村または特別区に対する寄附金（ふるさと納税）が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は 5 分の 2、市民税は 5 分の 3 に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、その 20%に相当する金額）※2
<table>
<tr><th colspan="3">課税総所得金額から人的控除差調整額※1 を控除した金額</th><th>割合</th></tr>
<tr><td colspan="2">0 円以上</td><td>195 万円以下</td><td>84.895%</td></tr>
<tr><td colspan="2">195 万円超</td><td>330 万円以下</td><td>79.79%</td></tr>
<tr><td colspan="2">330 万円超</td><td>695 万円以下</td><td>69.58%</td></tr>
<tr><td colspan="2">695 万円超</td><td>900 万円以下</td><td>66.517%</td></tr>
<tr><td colspan="2">900 万円超</td><td>1,800 万円以下</td><td>56.307%</td></tr>
<tr><td colspan="2">1,800 万円超</td><td>4,000 万円以下</td><td>49.16%</td></tr>
<tr><td colspan="2">4,000 万円超</td><td></td><td>44.055%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">0 円
未満</td><td colspan="2">課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合</td><td>90%</td></tr>
<tr><td colspan="2">課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>課税山林所得がある場合</td><td>課税山林所得金額の 1/5 に相当する金額について、区分に応じた割合</td></tr>
<tr><td>課税退職所得がある場合</td><td>課税退職所得金額について、
上記の区分に応じた割合</td></tr>
<tr><td>両方ある場合</td><td>いずれか低い割合</td></tr>
</table>
※1　人的控除差調整額は 15 ページの参考資料を参照してください。
※2　上記は令和 7 年 12 月 10 日の情報で作成しています。令和 7 年度の所得税の基礎控除の引上げに伴い、令和 8 年度税制改正において、特例控除額の算定方法に係る改正が行われる可能性があります。その場合は、上記と異なる計算式になりますので、ご注意ください。
</td></tr>
</table>

控除の種目	概要
外国税額控除	外国にその源泉のある所得について、その国の法令により、所得税等が課された場合に税額から控除できる場合があります。所得税の確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出する場合に、市・県民税に外国税額控除が適用されます。
配当割額 株式等譲渡 所得割額控除	所得税の確定申告書で申告された特定配当等所得、特定株式等譲渡所得に係る配当割額・株式等譲渡所得割額に対して、市民税は 3/5、県民税は 2/5 を乗じたものを、それぞれ所得割額から控除します。

参考資料『市・県民税と所得税の人的控除額の差額一覧』

<table>
<tr><th colspan="3">所得控除の種類</th><th>人的控除額の差※2</th></tr>
<tr><td rowspan="3">障害者控除</td><td colspan="2">障害者</td><td>1 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別障害者</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">同居特別障害者</td><td>22 万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">寡婦控除</td><td>1 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ひとり親控除</td><td colspan="2">母</td><td>5 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">父</td><td>1 万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">勤労学生控除</td><td>1 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">配偶者控除</td><td>納税義務者の合計所得金額</td><td>年齢区分</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">900 万円以下</td><td>一般</td><td>5 万円</td></tr>
<tr><td>老人※1</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">900 万円超
950 万円以下</td><td>一般</td><td>4 万円</td></tr>
<tr><td>老人※1</td><td>6 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">950 万円超
1000 万円以下</td><td>一般</td><td>2 万円</td></tr>
<tr><td>老人※1</td><td>3 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">配偶者
特別控除
※3</td><td>納税義務者の合計所得金額</td><td>配偶者の合計所得金額</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">900 万円以下</td><td>48 万円超 50 万円未満</td><td>5 万円</td></tr>
<tr><td>50 万円以上 55 万円未満</td><td>3 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">900 万円超
950 万円以下</td><td>48 万円超 50 万円未満</td><td>4 万円</td></tr>
<tr><td>50 万円以上 55 万円未満</td><td>2 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">950 万円超
1000 万円以下</td><td>48 万円超 50 万円未満</td><td>2 万円</td></tr>
<tr><td>50 万円以上 55 万円未満</td><td>1 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養控除</td><td colspan="2">一般</td><td>5 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定</td><td>18 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">老人※1</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">同居老親等※1</td><td>13 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">基礎控除</td><td rowspan="4">納税義務者の
合計所得金額</td><td>2,400 万円以下</td><td rowspan="3">5 万円</td></tr>
<tr><td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td></tr>
<tr><td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td></tr>
<tr><td>2,500 万円超</td><td>0 円</td></tr>
</table>

※1　昭和 31 年 1 月 1 日以前生まれ

※2　人的控除額の差は、調整控除（13 ページ）、寄附金控除（14 ページ）の計算に使用します。

※3　配偶者特別控除の人的控除の差額については、配偶者の合計所得金額が 55 万円以上の場合は 0 円です。

本書は令和 7 年 12 月 10 日時点の情報で作成しています。税制改正等により各種取扱いや計算方法が変更となる場合がありますので、ご了承ください。